

# 事業をはじめる第一歩・用地取得（1）

どぼくじむしょ おこな しょうかい  
ここでは土木事務所が行う用地取得について紹介します。

## ◇用地取得ってなに？

用地とは、道路や河川を整備するために必要な土地のことです。その用地を土地の持ち主に協力をお願いし、譲っていただくことを用地取得といいます。

### 1 説明会

どこのあたりを、どのように工事をするか。これからのスケジュールなど、必要なことを地元の方々に説明します。



### 2 現地立会、測量

持ち主に工事に必要な土地の範囲を確認してもらい、取得する土地の面積をきめるために測量します。



### 3 建物などの調査と土地の評価

工事するにはその土地にある建物や道具などを移転させる必要があります。そのため建物について、数や大きさ等を調べます。さらに土地の価値を調べて、土地の取得・建物の移転などに費用がいくらかかるのかを計算します。



# 事業をはじめめる第一歩・用地取得（2）

## 4 内容の説明、相談（話し合い）

さきほど計算した土地や建物などの費用について、持ち主に説明し、話し合います。



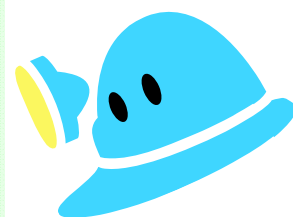
## 5 契約

話し合いがまとまれば、土地の持ち主と土地の引き渡しや建物などの移転について、京都府と書面で約束します。これを契約といいます。



## 6 登記

契約がおわったあと、京都府は所有権移転登記などをします。これは、土地の持ち主が京都府になったことを法務局で手続きし、記録することをいいます。



## 7 土地の引き渡しと工事の実施

契約にしたがって、持ち主は建物などを移転し、土地を京都府に引き渡すこととなります。京都府はその費用を支払うことで、初めてその土地を工事することができます。



このようにみなさんのご理解とご協力により、道路や河川を整備する工事がはじめられるのです。